

非常用電源装置等の追加について

災害等による長期の電力供給の停止がそのまま生命の危険に直結する恐れのある、常時人工呼吸器等の電気式医療機器を使用している在宅の障害児・者を対象に、非常時における電源を確保することができるよう、日常生活用具の対象種目を追加します。

○別表 日常生活用具一覧表（案）

区分	種目	性能	対象者	制限	基準額	耐用年数
在宅療育等支援用具	非常用電源装置等（児・者）	障害者等が容易に使用し得るもので、使用している電気式医療機器に適合する出力をもつもの。	（１）呼吸器機能障害３級以上又は同程度の障害を有する身体障害者であって、在宅で人工呼吸器等の生命・身体機能の維持に必要な電気式の医療機器を常時使用している児・者 （２）難病患者で人工呼吸器等の装着が必要な児・者		100,000	5年

○対象者（見込み）

- （１）呼吸器機能障害の手帳所持者数（町内在住）R7.10.23時点
 - １級 １名
 - ３級 ８名
- （２）R１年度～R７年度に電気式たん吸引器及びネブライザーを支給した者（死亡者・転出者除く）
 - 電気式たん吸引器 ３名
 - ネブライザー １名（電気式たん吸引器と同時購入）
- （３）常時人工呼吸器を使用している在宅障害者（町が把握している者）
 - １名